

平成 28 年度 宮城野区障害者自立支援協議会 宮城野区障害者自立支援協議会実務者ネットワーク会議
第 1 回全体会を開催しました！

平成 28 年 8 月 26 日、障害者差別解消条例市民向け講座を行い、86 名の方にご参加いただきました。「地域で考える障害のある人もない人も暮らしやすいまちづくり」をテーマに、3つの講演を通して、地域の中で一人ひとりが当たり前前に生活をしていくために参加者が何ができるのかを考えるきっかけになってもらいたい、との思いを持って開催しました。

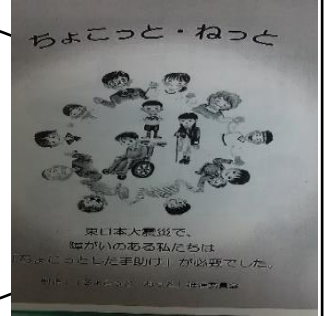
「支援力と受援力」

NPO 法人アフタースクールぱるけ

ちょこっと・ねっと



- 困ったとき助けてと言える力＝受援力
- 地域のちょっとした手助け＝支援力
- *「支援が必要な時に助けてと言える受援力を高めること」「地域の中で見守ってくれる人が増えること」が大事



受援力をつけるコツ

- 1 心の準備・・困っている事、支援して欲しいことをまとめる
- 2 つながり・・助けてと言える知り合いを作る・心が落ち着く相手と話す
- 3 公助・・・・行きつけの病院の先生と薬や酸素など災害時の対処を話しておく

「障害を理由とする差別解消の取り組みについて」 仙台市健康福祉局障害企画課

「仙台市障害を理由とする差別をなくし

障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」(平成 28 年 4 月制定)

◎障害について「わからない」ことで、誤解や偏見が生まれるため、

「障害について知ること」が大切です。



「どんな時でもその人らしく みんなが市民として生きるために」

仙台白百合女子大学 教授 大坂 純氏

1. 差別解消条例の役割
 - 人と人をつなぐ橋渡し役
2. 支援者は相互の違いを理解したうえで折り合いをつけられるようにする
 - トラブルは新しい環境に慣れる過程で起こり得る出来事としてとらえる
 - トラブルは結びつきが強くなるきっかけ
 - 人と人との距離や歩幅を上手に調整することも支援の極意
3. 地域の暮らを支える視点
 - 誰もがどんな時でもそのひとらしく地域に暮らし続けることができるようにする
 - 誰もが必要な時に地域の資源を使うことができる地域にする
4. 資源は使い方次第で多機能になる
 - 商店街の交流には「困りごとを解決する機能」がたくさんある



あたたかい気持ちを表に出すことは「余計なこと」ではない。おせっかいいも時には大事

地域に住んでいる一人ひとりがお互いを少しずつ気にかけて、つながりを持つことでみんなが住みやすいまちになっていけるといいですね。今後も障害のある人もない人も暮らしやすいまちづくりを目指して、一緒に考えていきましょう！